

水質検査結果証明書

令和元年10月4日

有限会社 ワールド牧場 様

発行番号 NK032350-01B-1-2
分析機関名 ユーロ日本環境株式会社
代表者 代表取締役 大井 隆 印
所在地 神奈川県横浜市磯子区磯砂1-1番13号
電話番号 045-415-0385
計量証明事業者の登録番号 045-1-1-03851
環境計量士 高木 正樹

令和元年9月12日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。

項目	単位	測定値	基準値	測定方法
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003 未満	JIS K 0102 55.4 (ICP/MS法)	
シアン化合物	mg/l	0.1 未満	JIS K 0102 38.1.2及び38.5 (流れ分析法)	
有機塩化化合物 (バフナゾン、メチルパラチオン、メチルジメチル及びDDEPに限る。)	mg/l	0.1 未満	昭和49年環境庁告示第64号 付表1 (GC (FTD) 法)	
鉛及びその化合物	mg/l	0.01 未満	JIS K 0102 54.4 (ICP/MS法)	
六価クロム化合物	mg/l	0.05 未満	JIS K 0102 65.2.6 (流れ分析法)	
砒素及びその化合物	mg/l	0.01 未満	JIS K 0102 61.4 (ICP/MS法)	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.0005 未満	昭和46年環境庁告示第59号 付表2 (還元気原子吸光法)	
アルキル水銀化合物	mg/l	不検出	昭和46年環境庁告示第59号 付表3 (GC法)	
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	0.0005 未満	昭和46年環境庁告示第59号 付表4 (GC法)	
トリクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)	
テトラクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)	
ジクロロメタン	mg/l	0.002 未満	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)	
四塩化炭素	mg/l	0.002 未満	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)	
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)	
ジス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.002 未満	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.002 未満	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002 未満	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)	
チウラム	mg/l	0.006 未満	昭和46年環境庁告示第59号 付表5 (固相抽出-HPLC法)	
シオジン	mg/l	0.003 未満	昭和46年環境庁告示第59号 付表6 第2 (固相抽出-GC (FTD) 法)	
デオベンカルブ	mg/l	0.02 未満	昭和46年環境庁告示第59号 付表6 第2 (固相抽出-GC (FTD) 法)	
ベンゼン	mg/l	0.002 未満	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)	
セレン及びその化合物	mg/l	0.01 未満	JIS K 0102 67.4 (ICP/MS法)	
ほう素及びその化合物	mg/l	1 未満	JIS K 0102 47.3 (ICP発光分光分析法)	
ふっ素及びその化合物	mg/l	0.8 未満	JIS K 0102 34.4 (流れ分析法)	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	1 未満	JIS K 0102 42.1及び42.2, 43.1及び43.2	
塩化ビニルモノマー	mg/l	0.0002 未満	平成9年環境庁告示第10号 付表2 (HS-GC/MS法)	
1,4-ジオキサン	mg/l	0.05 未満	昭和46年環境庁告示第59号 付表8 (HS-GC/MS法)	

備考
1. 表中の「未満」とは定量的下限値を下回ることをいう。
2. アルキル水銀化合物の「不検出」とは当量法の定量的下限値(0.0005mg/l)未満を示す。
3. アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物とはアンモニウム塩基×0.4、亜硝酸塩基、硝酸塩基の合計量である。
注 環境計量士とは、計量法施行規則 (平成5年通商産業省令第69号) 第50条第1号の範囲に係る計量士をいう。
NK032350-01B-1-1より抜粋

水質検査結果証明書

令和元年10月4日

有限会社 ワールド牧場 様

発行番号 NK032350-01B-2-2
分析機関名 ユーロ日本環境株式会社
代表者 代表取締役 大井 隆 印
所在地 神奈川県横浜市磯子区磯砂1-1番13号
電話番号 045-415-0385
計量証明事業者の登録番号 045-1-1-03851
環境計量士 高木 正樹

令和元年9月12日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。

項目	単位	測定値	基準値	測定方法
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003 未満	JIS K 0102 55.4 (ICP/MS法)	
シアン化合物	mg/l	0.1 未満	JIS K 0102 38.1.2及び38.5 (流れ分析法)	
有機塩化化合物 (バフナゾン、メチルパラチオン、メチルジメチル及びDDEPに限る。)	mg/l	0.1 未満	昭和49年環境庁告示第64号 付表1 (GC (FTD) 法)	
鉛及びその化合物	mg/l	0.01 未満	JIS K 0102 54.4 (ICP/MS法)	
六価クロム化合物	mg/l	0.05 未満	JIS K 0102 65.2.6 (流れ分析法)	
砒素及びその化合物	mg/l	0.03 未満	JIS K 0102 61.4 (ICP/MS法)	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.0005 未満	昭和46年環境庁告示第59号 付表2 (還元気原子吸光法)	
アルキル水銀化合物	mg/l	不検出	昭和46年環境庁告示第59号 付表3 (GC法)	
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	0.0005 未満	昭和46年環境庁告示第59号 付表4 (GC法)	
トリクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)	
テトラクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)	
ジクロロメタン	mg/l	0.002 未満	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)	
四塩化炭素	mg/l	0.002 未満	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)	
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)	
ジス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.002 未満	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.002 未満	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002 未満	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)	
チウラム	mg/l	0.006 未満	昭和46年環境庁告示第59号 付表5 (固相抽出-HPLC法)	
シオジン	mg/l	0.003 未満	昭和46年環境庁告示第59号 付表6 第2 (固相抽出-GC (FTD) 法)	
デオベンカルブ	mg/l	0.02 未満	昭和46年環境庁告示第59号 付表6 第2 (固相抽出-GC (FTD) 法)	
ベンゼン	mg/l	0.002 未満	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)	
セレン及びその化合物	mg/l	0.01 未満	JIS K 0102 67.4 (ICP/MS法)	
ほう素及びその化合物	mg/l	1 未満	JIS K 0102 47.3 (ICP発光分光分析法)	
ふっ素及びその化合物	mg/l	0.8 未満	JIS K 0102 34.4 (流れ分析法)	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	14	JIS K 0102 42.1及び42.2, 43.1及び43.2	
塩化ビニルモノマー	mg/l	0.0002 未満	平成9年環境庁告示第10号 付表2 (HS-GC/MS法)	
1,4-ジオキサン	mg/l	0.05 未満	昭和46年環境庁告示第59号 付表8 (HS-GC/MS法)	

備考
1. 表中の「未満」とは定量的下限値を下回ることをいう。
2. アルキル水銀化合物の「不検出」とは当量法の定量的下限値(0.0005mg/l)未満を示す。
3. アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物とはアンモニウム塩基×0.4、亜硝酸塩基、硝酸塩基の合計量である。
注 環境計量士とは、計量法施行規則 (平成5年通商産業省令第69号) 第50条第1号の範囲に係る計量士をいう。
NK032350-01B-2-1より抜粋

濃度計量證明書



有限会社ワールド牧場 殿

種別	排水
試料受付	2019年9月12日
採取区分	自社採取
採取者	ユエーロフイン日本環境(株)
採取場所	大阪府南河内郡河南町
件名	ワールド牧場埋立地水質検査

エニフティン日本環境株式会社
本社：東京都荒川区西日暮2-1-13
TEL: 045-780-3851
特定非営利活動法人 加納雅宏財団
特定非営利活動法人 加納雅宏財団
計量管理者 加納雅宏
計量管理者 加納雅宏

二依頼を受けました試験料について、計量の結果を次の通り証明いたします。

試料名称 採取月日	流量① 9月12日 計量の結果	単位	計量の方法
計量の対象			
ダイオキシン類 (実測濃度)	130	pg/L	JIS K0312 (2008) 高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法
ダイオキシン類 (毒性等量) ※	0.063	pg-TEQ/L	
以下余白			
		</	



有限会社ワールド牧場 殿

種別	排水
採種	2019年9月12日
採取	自社採取
採取所	ユロフイン日本環境(株)
採取場	大阪府南河内郡河南町
名	ワールド牧場埋立地下水質検査

ニッセイイン日本環境株式会社
本社：〒200-8501 東京都千代田区幸町2-1-13
TEL 03-5780-3551
特定品質保証制度登録番号N-0054-03
計量管理 加納雅宏
計量管理 加納雅宏
計量管理 加納雅宏

ご依頼を受けました試験料について、計量の結果を次の通り証明いたします。 ※は計量法第107条の対象外。

計量の対象	試料名称 採取月日	流末②		単位	計量の方法
		9月12日 計量の結果			
ダイオキシン類(実測濃度)		100		pp/L	JIS K0312(2008) 高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法
ダイオキシン類(毒性等量)※		0.11		pg-TEQ/L	
以下余白					
備考 ① JIS K0312：「工業排水中のダイオキシン類の測定方法」					

濃度計量証明書

発行No	NK032350-02K-1	1/2
発行日	2019年10月10日	



特定計量証明事業者認定番号N-0054-07
計量証明事業所番号神奈川県第2号
計量管理番号加納 雄次郎

ご依頼を受けました試験について、計量の結果を次の通り証明いたします。

[illegible]

- 1) 土壌調査測定マニュアル：「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成21年3月 環境省水・大気環境局土壤環境課）
- 2) 数値は乾重量基準中の濃度です。